

### 当社株主の皆様から頂いたお問い合わせについて

平成 29 年 2 月 27 日付けで弊社ホームページにて開示させて頂きました「当社株主の皆様から頂いたお問い合わせについて」に関し、以下の事項を追加でご回答させて頂きます。

当社株主の皆様におかれましては、以下の内容をご高覧のうえ、本公開買付けへの応募につき前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。

11	本公開買付期間中に当社株式を取得して継続保有株主より多くの株式を保有した場合、スクイズアウトの対価として U-NEXT 株式が割り当てられるのか。
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 継続所有株主以外の株主に U-NEXT 株式が割り当てられることはありません。</li><li>✓ 本公開買付け終了後に継続所有株主の保有株式数を超えた株主が存在する場合には、当該株主が保有している当社株式についても現金化されるような株式併合比率に設定するなどして対応する予定です。</li></ul>

- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**。その後の改正を含みます。）第 13 条(e) 項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書面に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません
- また、株式会社 U-NEXT SPC1 及び当社は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者（**affiliate**）をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 株式会社 U-NEXT SPC1 又は当社の各ファイナンシャル・アドバイザー（その関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**）規則 14e-5(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます